

## 平成 27 年度第 2 回上越市環境政策審議会

日時 平成 27 年 10 月 1 日（木）午後 1 時 30 分  
会場 上越市役所 木田庁舎 401 会議室

### 次 第

#### I.開 会

#### II.議 事

##### 1 ごみ処理などに係る事業の改善について

- (1) 事務事業の総点検について
- (2) 環境政策審議会での審議事項について

##### 2 その他

- (1). 前回の審議後に寄せられた意見・質問に対する回答

#### III 閉 会

##### 【配布資料】

- ・別紙 1 汚泥リサイクルパーク視察研修資料
- ・別紙 2 クリーンセンターの概要
- ・別紙 3 (仮称) 上越市新クリーンセンターについて

## 1. ごみ処理などに係る事務の改善について

### (1) 事務事業の総点検について

市総合計画に掲げる将来都市像の実現や市政運営方針である「すこやかなまち」づくりを進めるためには、真に必要とされるサービスの安定的提供と、将来への価値ある投資を着実に実行していかなければなりません。同時に、市を取り巻く少子・高齢化の進展・人口減少の到来・地方交付税の減少などの社会経済情勢への変化に柔軟に対応できる体制を築いていくためには、これまで以上に効果的・効率的な行財政改運営に努めていく必要があります。

このことから、現在市では、「第4次上越市行政改革推進計画」に基づく様々な取組を進めており、その取組の一つとして、「事業評価」を実施し、財源や人材など限られた資源の効率的・効果的な活用を図り、職員の意識改革を行うとともに、成果重視の行政運営に取り組んでいます。

こうした中で、事務事業の総点検は、平成30年度以降の収支の均衡に向け、事業の「選択と集中」を図るため、平成27年度から平成30年度までに実施を予定する1,640事業を対象として実施しました。

総点検では、行政サービスの質・量・提供主体・手法の在り方と、そこに投入する財源や人材といった経営資源の最適な配分を図るため、すべての事業をゼロベースで検証しました。

事務事業の総点検の概要							
事業区分		評価区分					
		ア 廃止		イ 継続		ウ 完了	
義務的	251 事業	(1)直ちに廃止	47 事業	(3)一部廃止	49 事業	(7)完了	130 事業
経常的	296 事業	(2)30年度末までに廃止	24 事業	(4)見直し	441 事業		
政策的	1,093 事業			(5)拡充	10 事業		
				(6)現状維持	939 事業		
合計	1,640 事業		71 事業		1,439 事業		130 事業

(2) 環境政策審議会での審議事項について

ア、環境保全課 該当案件なし

イ、生活環境課

基本事項		基本事項			総点検の最終評価			
事務事業ID	部局	a) 事業所管課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標年度	f) 内容
					I	II		
3720	自治・市民環境部	生活環境課	資源物常時回収ステーション整備事業	・仕事などの都合で町内会集積所の定期収集日に出せない人のために、資源物常時回収ステーションを設置し、市民の資源物排出の利便性とリサイクルの推進を図る。	イ 継続	④見直し	29	・資源物常時回収ステーションは、市民の利便性に効果が上がっている一方で、町内の集積所よりもステーションを中心に利用する人の増加や、ごみ出しマナーが悪化していることから、平成29年度末までに設置数や利用時間を見直す。
3650	自治・市民環境部	生活環境課	家庭ごみ有料化事業	・家庭ごみ用指定袋(11種類)、指定シール(6種類)を作製し、市指定の取扱所で販売する。 ・3歳未満児及び市の紙おむつ給付サービス利用者等に対しては、一定量の指定袋無料引換券を交付する。 ・生活保護世帯に対しては、世帯人員に応じて一定量の指定袋及び指定シールを交付する。	イ 継続	④見直し	28	・新クリーンセンターの建設に伴い、処理方法や経費に変動が生じることから、平成29年度の供用開始時期を見据え、平成28年度内に処理経費や処理手数料の負担割合を見直す。
15650	自治・市民環境部	生活環境課	ごみ焼却施設管理運営費	・中郷区、板倉区を除く全域から排出される資源化できないごみを、ごみ焼却処理施設において環境排出基準を維持しながら、焼却処理することにより減容化するとともに、焼却灰等の埋立基準に適合するよう適正処理を行う。	イ 継続	④見直し	28	・平成29年度の新クリーンセンターの供用開始を見据え、平成28年度末までに、一般廃棄物の直接持込に係る手数料の見直しを検討する。

## 1. 資源物常時回収ステーションの設置状況

設置区域	開設場所	所在地
合併前上越市	旧大手福祉北側駐車場	大手町
	旧清掃センター車庫	高土町3丁目
	カルチャーセンター北側	春日新田2丁目
	市道安国寺線沿い公園	西本町1丁目
	くるみ家族園駐車場	東中島
安塚区	安塚区総合事務所駐車場	安塚区安塚
浦川原区	浦川原区総合事務所駐車場	浦川原区釜淵
大島区	大島就業改善センター横	大島区岡
牧区	牧柳島多目的広場	牧区柳島
柿崎区	第1区町内会館駐車場	柿崎区柿崎
大潟区	大潟区総合事務所駐車場	大潟区土底浜
頸城区	くびき球場駐車場	頸城区百間町
吉川区	吉川区総合事務所 スノーステーション前	吉川区下町
中郷区	中郷区総合事務所北側駐車場	中郷区藤沢
板倉区	板倉区総合事務所駐車場	板倉区針
清里区	清里区総合事務所駐車場	清里区荒牧
三和区	三和区総合事務所駐車場	三和区井ノ口
名立区	名立区総合事務所駐車場	名立区名立大町

平成 27 年 9 月 1 日
有田区地域協議会資料
生活環境課

## 資源物常時回収ステーションにおける違反利用について（報告）

### 1 設置の経緯と現状

資源物常時回収ステーションは、資源物を仕事などの都合で決められた収集日に町内の集積所に出せなかった人が、缶・びん・ペットボトル・新聞紙・雑誌類・段ボール（6品目）を排出できるよう平成11年1月に開設したもので、現在は市内18か所に設置しています。

このステーションは、24時間無人開放としているため、本来の利用目的に反して日常的に利用される方がいたり、生ごみや燃やせないごみ、家電製品などの指定外品目が排出されるなど、利用マナーの悪化や分別意識の低下が疑われるような事例も見受けられます。

### 2 カルチャーセンター内ステーションにおける主な違反の状況

排出された雑誌類の切り裂きや分別されていない生活ごみの投棄が繰り返されてきましたが、7月と8月に極めて悪質な事案が立て続けに6回発生しました。

### 3 これまでの対応

- ・ 職員等が毎日巡回し、誘発を招かないよう整理整頓を実施しています。
- ・ 既設の看板のほか、違反行為に対する警告文を掲示し、注意を促しています。
- ・ 上越警察署に周辺パトロールの強化を依頼しています。
- ・ 違反ごみを発見した時は、排出者の特定に繋がるごみがないか調べています。

### 4 今後の対応

違反行為の抑止に向けて、次の取組を進めます。

- ・ 監視カメラの設置
- ・ 近隣の皆さんに利用マナーを守っていただくためのチラシの回覧
- ・ 広報上越などを通じた利用方法の周知

このような取組を行っても、違反行為が繰り返される場合は、開設日や利用時間を規制するなどの更なる対策を検討します。

■主な違反の状況



▲雑誌などの切り裂き



▲生ごみや混在ごみの排出と散乱

■年末の排出状況（市内某所）

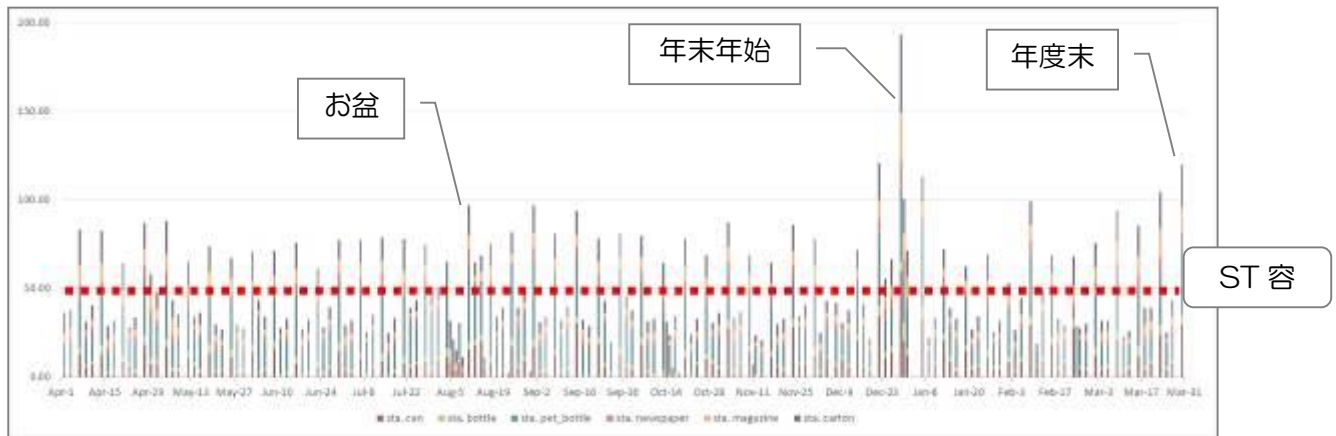


▲年末の排出状況（市内某所）



▲年末の排出状況（市内某所）

■資源物常時回収ステーションへの排出量



■対応状況

### 出せる資源物

<b>新聞</b> 新聞紙	<b>雑誌</b> チラシ・雑誌・広告物など 新聞紙が変型のものもOK	<b>段ボール</b> 新聞紙が変型のものもOK
<b>びん</b> 飲料・食料用のびんに なります	<b>缶</b> 飲料・食料用の缶に なります	<b>ペットボトル</b> キャップは別し、 近くの集積場の中へ

・資源物の無断持ち出しはできません。  
確認時には、理由を問わず警察に通報します。  
・びん、缶、ペットボトルは簡単に洗って出してください。また袋から出してください。  
上越市生活環境課

### ご案内

**事業者や商店の方は、利用できません。**  
※事業行為で発生した資源物などを、集める施設ではありません。

**ごみ(6品目以外)を放置した場合、不法投棄として対応します。**

資源物常時回収ステーションは、町内の集積所に出せなかった人のための施設です。できるだけ町内の集積所に出しましょう。  
上越市生活環境課



職員による片付け作業



違反行為に対する警告文書



## 1. 指定袋等の価格等

## (1) 指定袋

種 類		容量等	販売価格	販売単位
燃やせる ごみ	指定袋	45 <sup>リットル</sup>	495円/組	1組 (10枚入)
		20 <sup>リットル</sup>	220円/組	
		10 <sup>リットル</sup>	110円/組	
		5 <sup>リットル</sup>	55円/組	
燃やせない ごみ	指定袋	45 <sup>リットル</sup>	540円/組	1組 (10枚入)
		20 <sup>リットル</sup>	240円/組	
		10 <sup>リットル</sup>	120円/組	
		5 <sup>リットル</sup>	60円/組	
生ごみ	指定袋	15 <sup>リットル</sup>	150円/組	1組 (10枚入)
		10 <sup>リットル</sup>	100円/組	
		5 <sup>リットル</sup>	50円/組	

※平成26年4月1日現在

## (2) 指定シール

品名	大	中	小
燃やせるごみ	180円/枚	120円/枚	60円/枚
燃やせないごみ	330円/枚	220円/枚	110円/枚

## (3) クリーンセンターへの直接搬入

10kg までごと
30円

## 2. 指定袋等の価格（処理手数料）の見直し

現行の価格設定は、燃やせるごみと燃やせないごみ、生ごみの各処理に要する経費の2割として設定しています。(処理に要する経費の主なものは、①収集運搬経費、②中間処理経費、③最終処分に要する経費、④指定袋作製・販売に係る経費)

新クリーンセンターの建設に伴う処理に要する経費が変動するほか、各経費も変動していることから、平成29年度の供用開始時期を見据え、処理に要する経費に対する処理手数料の負担割合及び指定袋等の価格を見直します。

## 2. その他

## (1) 前回の審議後に寄せられた意見・質問に対する回答

NO	意見・質問	回答
1	一般廃棄物処理基本計画および第3次環境基本計画について、ホームページに掲載してほしい。	一般廃棄物処理基本計画は7月1日、第3次環境基本計画は5月28日にそれぞれ掲載した。
2	ゴミの減量化や最終処分場等の重要な問題については、現地の見学を検討してほしい。	現地見学については、状況に応じて会長・副会長と対応を協議する。また、写真や図面を用いて、わかりやすい資料作りに努める。
3	ごみ袋の有料化により、行政支出がどう変化したか。また、今後の見込みは。	ごみ袋の有料化後、家庭系廃棄物の排出量は減少傾向が続いている。しかし、生ごみの分別を始めたことにより、収集運搬費や処理費等の新たな経費が発生したことや、人口減少に伴う排出量の減少等の要因もあることから、行政支出の変化の試算は難しいのが実情である。 今後の審議会で可能な限り提示する。